

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第12条第2項の規定に基づき狩猟鳥獣の捕獲を禁止するため、同条第5項において準用する同法第7条第4項の規定により次のとおり公聴会を開催するので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則（平成12年香川県規則第38号）第8条第1項の規定により公告する。

平成19年2月6日

香川県知事 真 鍋 武 紀

1 日時

平成19年3月6日（火） 午後1時30分から

2 場所

小豆郡土庄町湊崎甲2079-5 香川県小豆総合事務所南館1階会議室

3 案件

平成19年3月31日で期間満了となる小豆郡一円におけるニホンジカ（オス）の捕獲禁止期間の更新について